

区における医療的ケア児コーディネーターについて

1 法的根拠等

(1) 医療的ケア児コーディネーターの配置について

・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年度厚生労働省告示）」

この中で、「令和5年度末までに医療的ケア児コーディネーターを配置することを基本とする。」とされている。

【医療的ケア児の支援に関する他の法律等】

・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

（令和3年6月11日制定、同年9月18日施行）

医療的ケア児に対する支援措置の実施が、国・地方公共団体の「責務」とされた。

(2) 他区の配置状況【令和3年度】

・配置済み 11区

・未配置 12区

(3) 区における相談窓口

・地域福祉課（身体障害者支援担当）

障害福祉サービスの利用等に関する相談・手続き、相談支援業務

・健康づくり課、地域健康課

乳幼児健診に関する相談、訪問相談等

・保育サービス課

保育園入園等に関する相談・手続き

・教育委員会

小・中学校入学等に関わる相談・手続き

(4) 現在の相談の流れ（退院時支援の例）

①病院の医療ソーシャルワーカー→②区の地域健康課（保健師）→③区の地域福祉課に相談が来る。他には、施設入所を検討する場合は施設担当者との連絡・調整等も行う。

2 区におけるコーディネーターの役割

(1) 最初の相談窓口

医療的ケア児の最初の相談窓口となる。相談内容から、個別に支援のため

に必要と考えられる各種サービス（福祉、医療、教育他の利用可能なサービス）について検討する。

（２）関係各所との連絡・調整

（１）で検討した内容の実施に向けて、必要となる関係各機関との連絡・相談・調整を行う。

３ 今後見込まれるコーディネーターの業務内容

（１）庁内での連携

関係各課（福祉部・健康政策部・こども家庭部・教育委員会の各課）と必要な調整や情報共有等のための発信。

（２）民間事業所との連携

民間事業所の紹介。

（３）横浜市での事例

・業務内容

医療的ケア児・者等コーディネーターを６名配置して、令和２年度より本格的に運用開始

・名称

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター（医師会と協働して配置）

・事業所数

市内の医師会訪問看護ステーション６か所をコーディネーター拠点に指定

・コーディネーターの役割

医療・福祉・教育等の専門的な研修を修了した訪問看護師がコーディネーターに就任。医療的ケア児・者等からの医療・福祉・教育等に関わる各種相談を受けて、必要に応じて関係各機関と連携しながら、安心・安全な生活を送れるよう支援を実施。

・研修体制

国の「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」のカリキュラムだけでなく、医療機関・福祉施設・学校等での実地研修を加えた内容で独自に構成した「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター養成研修」を実施。

・実績（令和４年４月～１２月）

件数：延べ５３９件（うち新規３０３件）※１拠点あたりの月平均約１０件

相談対象者の年齢：３歳～６歳未満が最多である。

相談者：「家族」が最多、次に「病院」である。

相談内容：「学校について」、「保育園等」、「福祉サービス」の順に多い。